

敷地内全面禁煙

2024年8月1日（木）より

駐車場を含む敷地内全面禁煙となります。

健康増進法第 25 条で患者様の健康増進と受動喫煙防止が求められています。皆様のご理解とご協力をよろしくお願い申し上げます。



健康増進法第 25 条抜粋

第 25 条（受動喫煙の防止）

学校、体育館、病院、劇場、観覧場、集会場、展示場、百貨店、事務所、官公庁施設、飲食店その他多数の者が利用する施設を管理する者は、これらを利用する者について、受動喫煙を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

※病院内へのタバコ、電子タバコ、その他類似品の持ち込みについてもご遠慮ください。

医療法人 庄正会 蜂須賀病院